

今の司法に求めるもの

特に、最高裁判事任命手続きと
冤罪防止の制度について

〈第51回司法制度研究集会から〉

◆特集にあたって

二〇二〇年十一月一日(土)、第51回司法制度研究集会が開催された。

昨年に引き続き、日本民主法律家協会、自由法曹団、青年法律家協会、弁護士学者合同部会の共催とし、三団体で実行委員会を作つて準備を重ねた。

他方、昨年と大きく異なるのは、新型コロナウイルス感染拡大に対応して、永田町の全国町村会館の会場を本拠地としつつ、全国をオンラインで結んだことである。

オンラインの「おかげ」というべきか、まさに北海道から沖縄までの法律家と市民に参加していただき、参加者は、会場参加三四名、オンライン参加七五名、合計一〇九名の盛会となった。質疑応答や発言はオンラインでも多くなされた。

今回のテーマは、「今の司法に求め

るもの——特に、最高裁判事任命手続きと冤罪防止の制度について」であった。

第49回の司研集会のテーマは「国策に負担する司法を問う」、第50回のテーマは「今、あらためて、司法と裁判官の独立を考える——司法の危機の時代から50年」であり、安倍政権になってからの最高裁判決の中に、国の政策に積極的に加担するようなものが散見されること共有され、これに関連して、安倍政権下での最高裁判事任命の恣意性がクローズアップされてきた。

こうした流れを受けて今回は、司法の独立や司法の人権保障機能強化のための提言的なことができなにか、と議論しながら集会を準備した。とはいえ、実行委員会が政策提言などを作ることは時間的にも難しく、集会の中で方向性が見いだせればということになった。

そこに一〇月一日、菅首相が日本学術会議会員候補者六名の任命を拒否するという前代未聞の事態が起きた。この学術会議問題は今回の司研集会に色濃く反映され、非常に緊張感のある、充実した集会になった。本号は、この集会の特集である。

集会の前半は、新聞記者、弁護士、映画監督の三名それぞれの立場から見た「今の司法に求めるもの」の報告であった。

朝日新聞記者・豊秀一氏の報告「今の司法、何が問題か——新聞記者の視点から」は、まさに学術会議問題から論を進め、「司法が政治に



なめられた結果、『法の支配』の揺らぎを生んでいる」として、砂川最高裁判決、七条解散、憲法五三条違憲訴訟等の例をあげ、学術会議任命拒否にも関与した杉田和博内閣官房副長官が最高裁判事の人事にも政治介入したことを紹介し、私たち一人一人が主権者として責任をもつて行動することが、司法を強くし憲法を機能させることに繋がると結ばれた。

梓澤和幸弁護士との報告「最高裁判事任命の問題点——その基本構造及び安倍政権下の問題、改革の方向性」は、一九七一年四月、同期の修習生阪口徳雄氏の罷免により司法官僚制度の被害者を体験した立場から、最高裁判事の人事は、内閣の任命の恣意性のほか、裁判官出身の最高裁判事全員を事務総局出身者で固めて司法官僚制を強固にしてきた問題も重大であると指摘し、市民連合や野党共闘に対し、裁判所法改正などの具体的な立法提言を行い、立法化されるまで努力を継続しようと呼びかけた。

映画監督で法制審委員の経験もある周防正行氏の報告「冤罪防止のための制度の実現を」は、市民として驚いた刑事司法の実態は、密室での自白強要、証拠の不開示、調書裁判、再審法にルールがないことであつたが、法制審では相手にされなかつたこと、「再審法改正をめざす市民の会」ができ、再審手続における全証拠の開示、証拠の保管と保全、検察官の不服申立禁止、公開法廷での審理などを求めていることを紹介し、「まだ最高裁がある」との言葉はいまや検察官の言葉になつていると指摘して、再審法を速やかに整備してほしいと訴えた。

三名の報告は多様な切り口であつたが、いずれも、市民が政治を動かすことによらなければ、司法に憲法を機能させ、人権保障の役割を果たさせることはできないと訴えるところに共通性があつた。司法だけをとり上げて批判していても何も変わらない、それよりもまず、強化する一方の政治の暴走を市民の手で止めることが先決だとの認識である。そういう時代情勢であることを改めて痛感させられた。

集会の後半では活発な質疑応答と討論がなされた。詳しくは本文をお読みいただきたいが、以下、発言のうちのいくつかを紹介する。

このたびの学術会議会員任命拒否の当事者とされた岡田正則氏（早稲田大学教授・行政法）は、いま政治権力は、権力の暴走に対するタガを次々に破壊し、違憲でも違法でも何でもできると居直っている状況であり、この状況を打破するためには、「特権叩き」による分断ではなく「連帯」が必要だと強調された。

晴山一穂氏（専修大学名誉教授・行政法）は、法律で定められ、尊重されてきた学術会議の独立性を一挙に崩した今回の事態に照らし、学術会議よりもはるかに独立性が保障されているはずの最高裁の人事について、任命に対する国民的チェックがまったくないことは問題であり、推薦委員会と併せて公聴会的なものを国会主催で行うなどの制度をいかに作っていくかが、学術会議問題の中でよりクローズアップされてきていると問題提起をされた。

白取祐司氏（神奈川大学教授・刑事訴訟法）は、フランスでは一三人の冤罪被害者が全員無罪になつた事件の直後、フランス議会が膨大な調査報告書を作成して冤罪防止のための改革立法をしたことや、今でもフランスの裁判官は法案反対のストをするといった例を挙げ、いまの日本で気になるのは「ポスト真実」の風潮であり、これを排して、根拠に基づく改革提言が国民に届く状況を作っていかなければならない。司法の危機は民主主義の危機であり、知恵を絞ってやっつけようと呼びかけた。

司法の独立は、それを支える健全な民主主義によつてこそ実現されるのではないか。そのことを共有した司研集会だつたと思う。

学術会議会員の任命拒否という暴挙によつて、これと内閣の恣意的な最高裁判事任命は根が一つであること、その中心に存在するのが菅義偉（前内閣官房長官・現首相）と杉田和博（内閣官房副長官）であることが、この間くつきりと浮かび上がってきた。

今年はず総選挙がある。野党の共通政策に司法政策も盛り込んで政権交代をめざすことに、法律家の力が求められているのではないだろうか。

（日本民主法律家協会事務局長 米倉洋子）